

令和7年度 8月  
売払番号 第401号  
県有林産物公売 物件明細書  
物件の種類：立木

- 1 入札日 令和7年8月22日(金)
- 2 開始時間 13:30
- 3 入札会場 岩泉地区合同庁舎 3階 第1会議室

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

問い合わせ先 沿岸広域振興局農林部  
宮古農林振興センター林務室  
岩泉林務出張所 県有林担当  
TEL 0194-22-3113

## 目 次

1	日程等	1
2	入札会場位置図	1
3	公売物件の所在地及び数量等	2
4	現地案内の日程等	2～3
5	数量集計表	4
6	明細表	5～7
7	物件所在位置図	8～9
8	入札心得	10～11
9	入札書様式	12～14
10	委任状(参考様式)	15
11	伐採搬出等に係る留意事項	16
12	ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン	17～21
13	公売物件の概要	22

### 県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

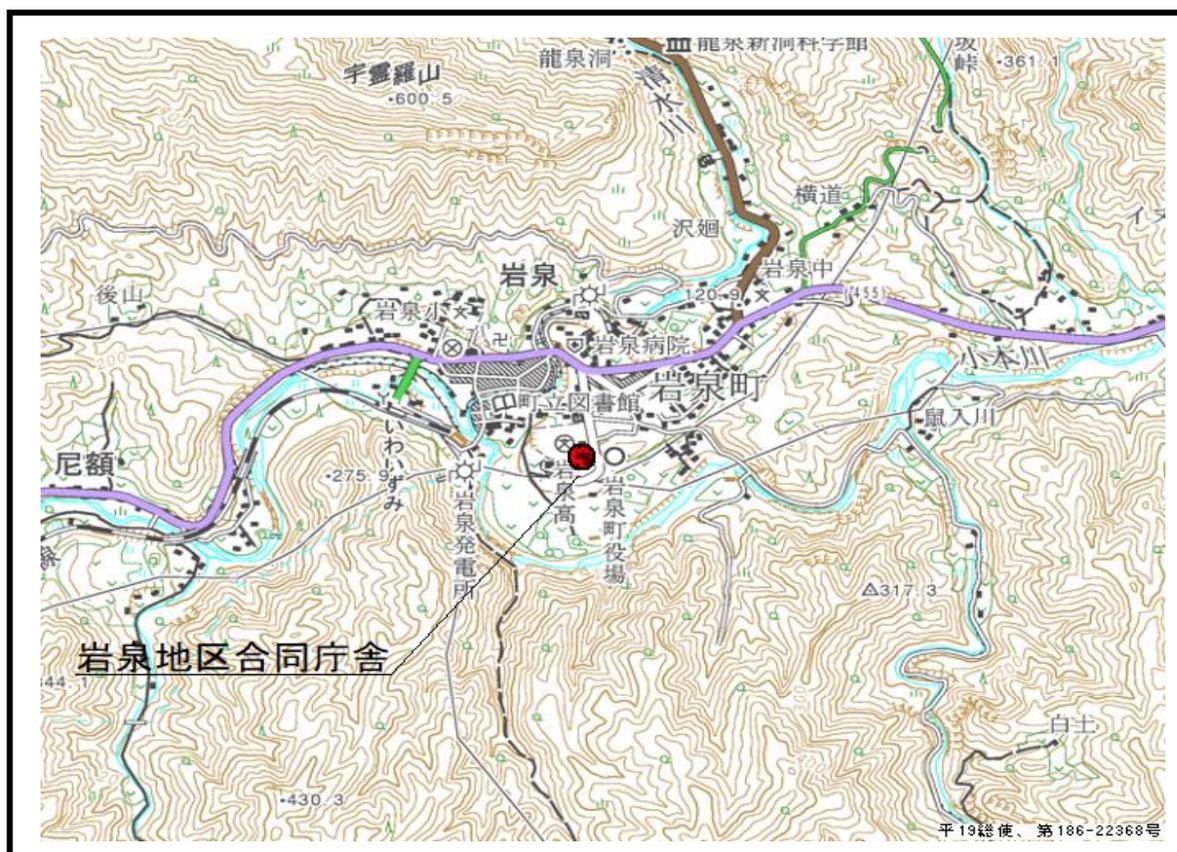
所 属	住 所	電話番号
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所 県有林担当	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町 岩泉字松橋24番地3	TEL 0194-22-3113 FAX 0194-22-5173
岩手県農林水産部 森林保全課 県有林担当	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	TEL 019-629-5797 FAX 019-629-5789

## 日程等

- 1 入札日 令和7年8月22日(金)
- 2 開始時間 13:30
- 3 入札会場 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番地3  
岩泉地区合同庁舎 3階 第1会議室  
TEL 0194-22-3113

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

## 入札会場位置図



## 公売物件の所在地及び数量等

売払 番号	所在地	県有林 の種類	事業 区名	保安林種	立木調査 の方法 ※2	区域面積 (ha)	主要樹種	立木材積 (m3)	FIT制度 優遇措置	搬出期間 ※1
401	下閉伊郡 岩泉町門 字上救沢 地内	公営林	救沢 (2)(4)	土砂流出 防備	航空 レーザ	21.72	カラマツ スギ	8,246	一部対象 (保安林)	3年

※1) 搬出期間・・・物件を引渡してから伐採、搬出を終了するまでの期間。

※2) 標準地調査の場合、物件全体の立木本数や材積は調査地のデータから推定した値となっており、実際の数量とは差異がありますことをあらかじめご了承ください。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合がありますことをあらかじめご了承ください。

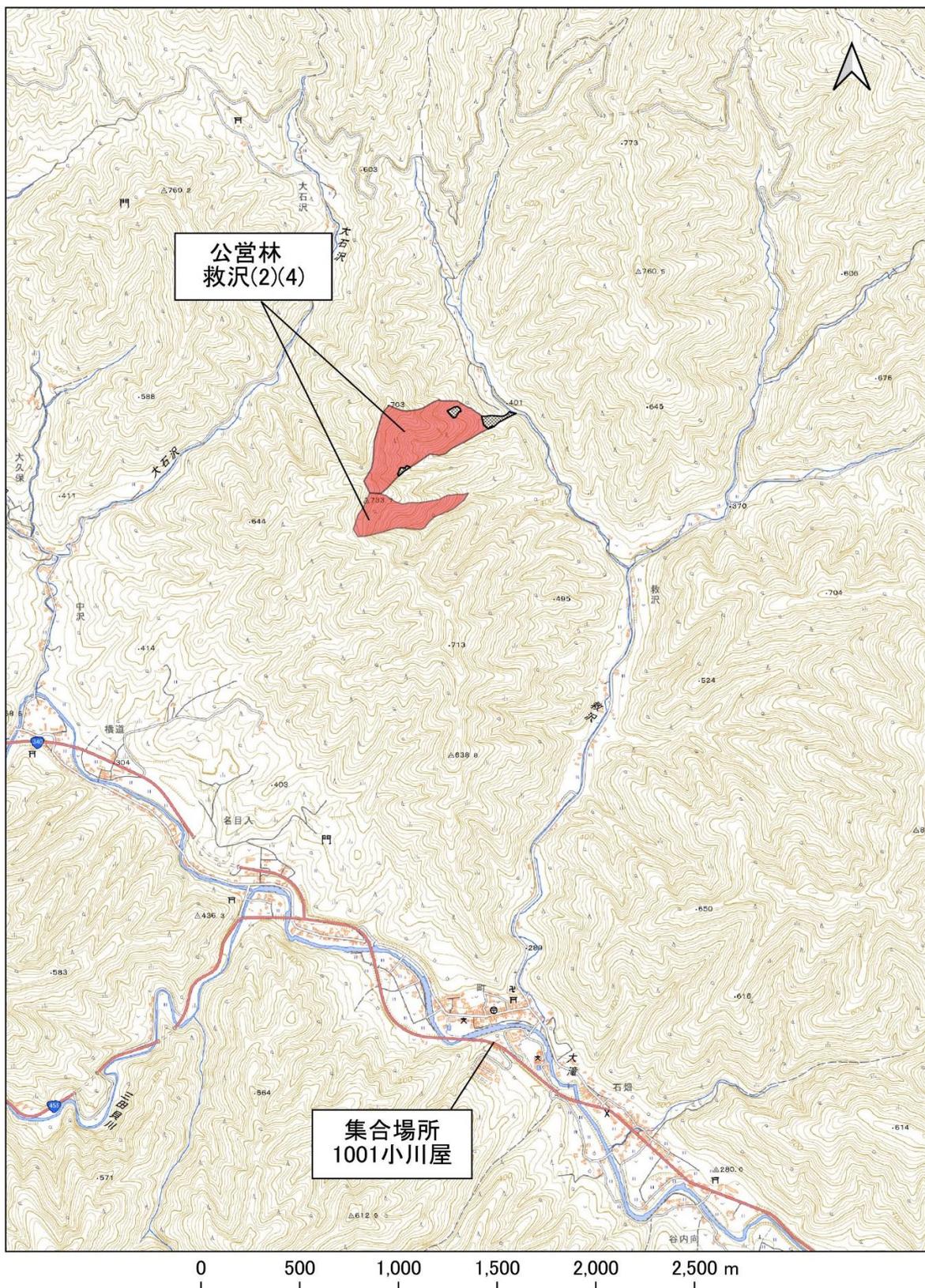
## 現地案内の日程等

売払 番号	日 時	集合場所	備 考
401	令和7年8月5日(火) 10:00	下閉伊郡岩泉町門字町向6-1 「1001小川屋」 駐車場	現地までは車で移動

現地案内は、振興局の担当者が行います。

# 現地案内集合場所位置図

下閉伊郡岩泉町門字町向6-1  
「1001小川屋」 駐車場



この地図は地理院タイルを背景に  
使用し作成したものである

## 数量集計表

売払 番号	事業区	樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
401	救沢 (2)(4)	スギ	21.72	10 ~ 66	1,574	1,642.098
		アカマツ		18 ~ 40	449	238.662
		カラマツ		10 ~ 52	6,762	5,381.507
		広葉樹		20 ~ 36	2,291	984.510
		計	21.72		11,076	8,246.777

# 売払番号 第401号

明細表 (合計)

樹種	スギ		アカマツ		カラマツ		広葉樹		合計	
林齢	53,54年生		53年生		46,50年生		-			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	1	0.046			13	0.806			14	0.852
12	3	0.248			32	3.328			35	3.576
14	10	1.349			108	16.092			118	17.441
16	17	2.990			231	49.093			248	52.083
18	31	7.338	4	0.580	419	119.415			454	127.333
20	38	10.943	18	3.726	593	217.631	206	40.582	855	272.882
22	48	17.592	32	9.088	645	293.475	295	74.930	1,020	395.085
24	79	34.451	65	24.440	758	424.480	488	156.160	1,390	639.531
26	103	54.430	119	55.216	736	499.008	526	221.972	1,484	830.626
28	117	74.131	110	65.340	690	560.280	347	178.011	1,264	877.762
30	168	127.584	62	43.958	630	580.860	163	102.749	1,023	855.151
32	192	169.656	25	20.925	504	543.816	175	128.275	896	862.672
34	184	196.739	10	10.260	452	541.948	57	49.191	703	798.138
36	184	225.952	3	3.564	376	518.880	34	32.640	597	781.036
38	119	167.807			234	354.744			353	522.551
40	92	150.718	1	1.565	137	236.325			230	388.608
42	58	105.184			99	185.823			157	291.007
44	32	58.596			58	122.670			90	181.266
46	28	56.912			27	61.722			55	118.634
48	24	51.830			14	34.454			38	86.284
50	13	30.953			5	13.715			18	44.668
52	13	33.241			1	2.942			14	36.183
54	10	28.360							10	28.360
56	5	15.105							5	15.105
58										
60	3	10.965							3	10.965
62										
64										
66	2	8.978							2	8.978
68										
70										
計	1,574	1,642.098	449	238.662	6,762	5,381.507	2,291	984.510	11,076	8,246.777
平均直径										
平均樹高										

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

(再掲)

面積	21.72 ha
立木本数	11,076 本
立木材積	8,246.777 m <sup>3</sup> ( 29,688 石)

# 売払番号 第401号

## 明細表 救沢(2)

樹種	スギ		カラマツ		広葉樹				合計	
林齢	54年生		46年生		-					
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	1	0.046	3	0.186					4	0.232
12	2	0.142	14	1.456					16	1.598
14	3	0.306	26	3.874					29	4.180
16	6	0.900	73	14.965					79	15.865
18	7	1.386	133	37.905					140	39.291
20	11	2.816	183	67.161	35	6.895			229	76.872
22	14	4.774	204	92.820	23	5.842			241	103.436
24	26	10.972	219	122.640	110	35.200			355	168.812
26	41	21.074	213	144.414	252	106.344			506	271.832
28	61	39.467	217	176.204	172	88.236			450	303.907
30	102	78.744	164	151.208	66	42.900			332	272.852
32	120	109.320	148	159.692	51	37.383			319	306.395
34	129	142.674	118	141.482	16	13.808			263	297.964
36	129	165.507	105	144.900	6	5.760			240	316.167
38	80	118.160	61	92.476					141	210.636
40	50	91.750	36	62.100					86	153.850
42	33	65.109	24	45.048					57	110.157
44	6	13.278	18	38.070					24	51.348
46	3	7.662	6	13.716					9	21.378
48	1	2.840							1	2.840
50			2	5.486					2	5.486
52										
54										
56										
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	825	876.927	1,967	1,515.803	731	342.368			3,523	2,735.098
平均直径	32cm		26cm		26cm					
平均樹高	25m		24m		18m					

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

(再掲)

面積	6.76 ha
立木本数	3,523 本
立木材積	2,735.098 m <sup>3</sup> ( 9,846 石)

## 売払番号 第401号

明細表 救沢(4)

樹種	スギ		アカマツ		カラマツ		広葉樹		合計	
林齢	53年生		53年生		50年生		-			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10					10	0.620			10	0.620
12	1	0.106			18	1.872			19	1.978
14	7	1.043			82	12.218			89	13.261
16	11	2.090			158	34.128			169	36.218
18	24	5.952	4	0.580	286	81.510			314	88.042
20	27	8.127	18	3.726	410	150.470	171	33.687	626	196.010
22	34	12.818	32	9.088	441	200.655	272	69.088	779	291.649
24	53	23.479	65	24.440	539	301.840	378	120.960	1,035	470.719
26	62	33.356	119	55.216	523	354.594	274	115.628	978	558.794
28	56	34.664	110	65.340	473	384.076	175	89.775	814	573.855
30	66	48.840	62	43.958	466	429.652	97	59.849	691	582.299
32	72	60.336	25	20.925	356	384.124	124	90.892	577	556.277
34	55	54.065	10	10.260	334	400.466	41	35.383	440	500.174
36	55	60.445	3	3.564	271	373.980	28	26.880	357	464.869
38	39	49.647			173	262.268			212	311.915
40	42	58.968	1	1.565	101	174.225			144	234.758
42	25	40.075			75	140.775			100	180.850
44	26	45.318			40	84.600			66	129.918
46	25	49.250			21	48.006			46	97.256
48	23	48.990			14	34.454			37	83.444
50	13	30.953			3	8.229			16	39.182
52	13	33.241			1	2.942			14	36.183
54	10	28.360							10	28.360
56	5	15.105							5	15.105
58										
60	3	10.965							3	10.965
62										
64										
66	2	8.978							2	8.978
68										
70										
計	749	765.171	449	238.662	4,795	3,865.704	1,560	642.142	7,553	5,511.679
平均直径	32cm		26cm		27cm		17cm			
平均樹高	23m		18m		25m		17m			

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

(再掲)

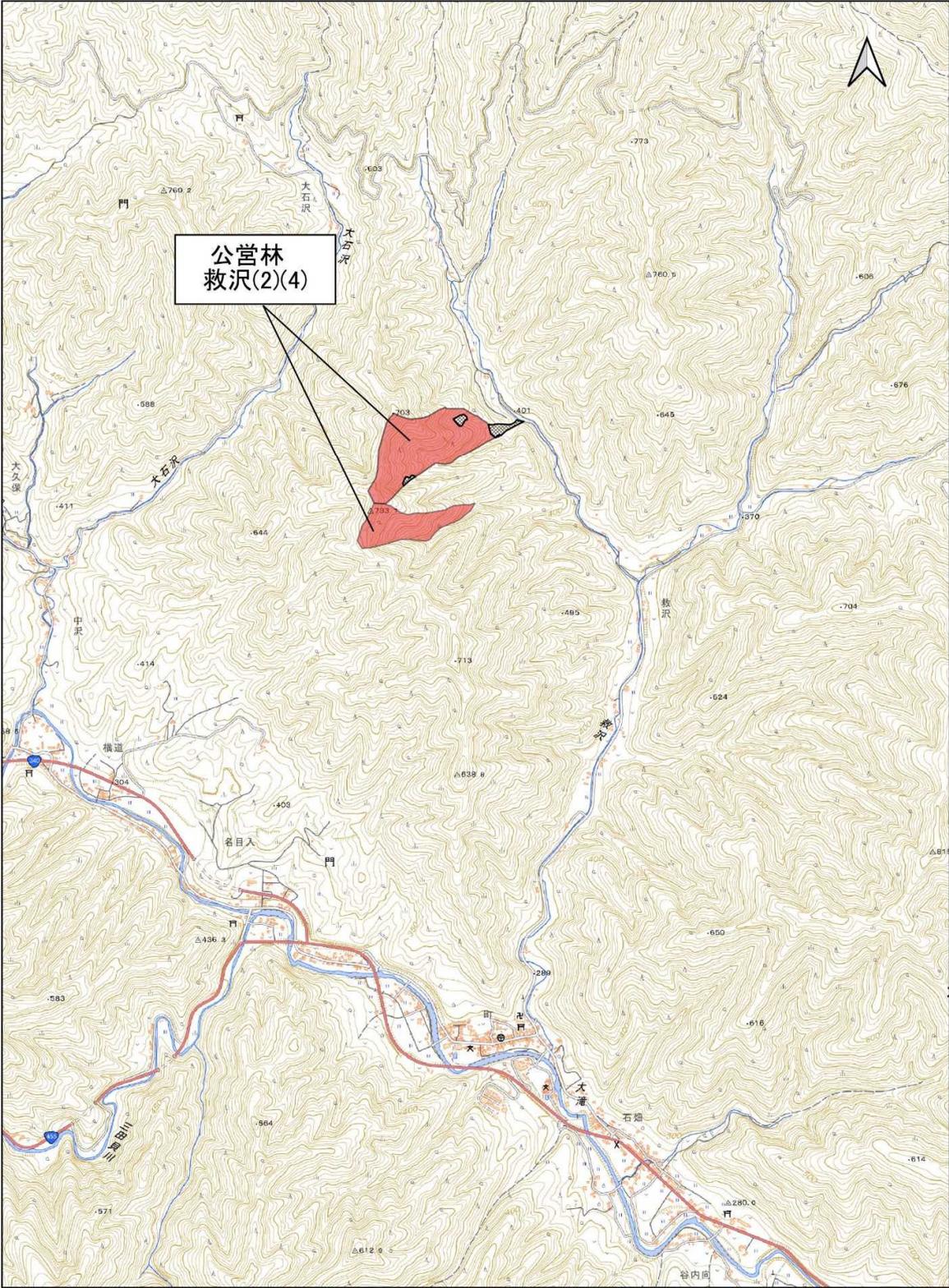
面積	14.96 ha
立木本数	7,553 本
立木材積	5,511.679 m <sup>3</sup> ( 19,842 石)

# 物件所在位置図(その1)

下閉伊郡岩泉町門字上救沢 地内

公営林 救沢(2)(4)事業区

 ...物件所在地



この地図は地理院タイルを背景に  
使用し作成したものである

売払番号 第401号

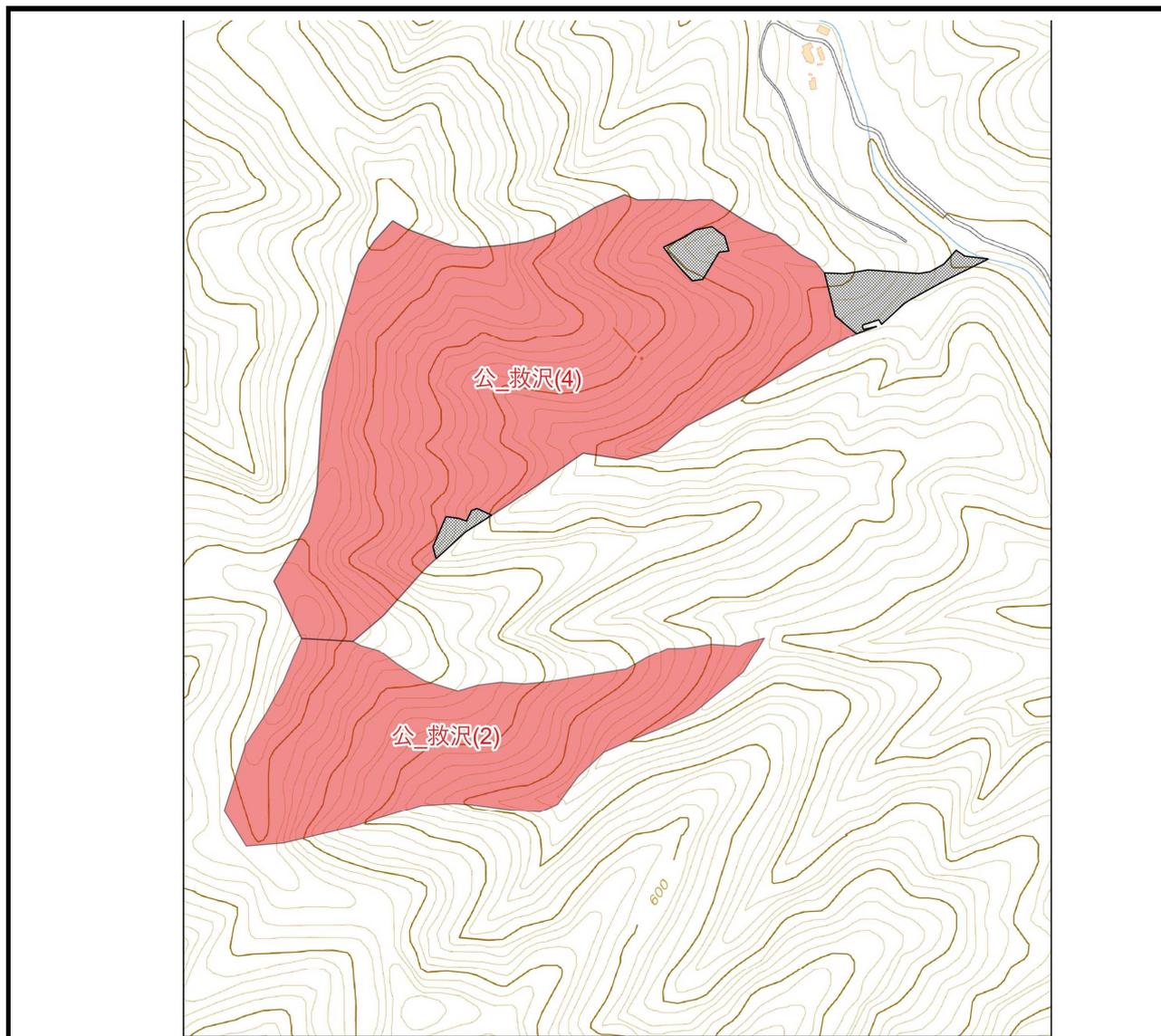
## 物件所在位置図(その2)

下閉伊郡岩泉町門字上救沢 地内

公営林 救沢(2)(4)事業区

○ … 施業外地

○ … 物件所在地



車種	6t	搬出条件	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・公営林 救沢(2)事業区が保安林となっており、伐採年度ごとに皆伐により伐採することができる面積の限度が5haとなっています。</li><li>・立木の伐採及び搬出に伴う林地崩壊等を未然に防止するため、搬出路の作設は必要最小限とするようお願いいたします。</li><li>・車両の走行により、既設の作業道に著しい「わだち」が発生したなどの場合は、補修くださるようお願いいたします。</li></ul>		

## 県 有 林 産 物 競 争 入 札 心 得

- 1 資格の確認  
入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。
- 2 入札書記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札書記載事項等
  - (1) 入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。
    - ア 売払番号
    - イ 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）
    - ウ 入札年月日
    - エ 宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：沿岸広域振興局長 様））
    - オ 入札参加資格者名簿の登録番号
    - カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）
  - (2) 入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ印鑑を使用すること。ただし、代理人にあつては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。
  - (3) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。
  - (4) 記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。  
ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。
- 4 代理入札
  - (1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。
  - (2) 委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。
- 5 事前入札
  - (1) 事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター林務室岩泉林務出張所に到着するよう提出すること。
  - (2) 事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。
  - (3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和7年度 8月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。
  - (4) 外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。
  - (5) 持参する場合は、事前入札書提出届（様式第2号）により提出すること。
  - (6) 落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。
- 6 入札の無効
  - (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
    - ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽）に該当する入札
    - イ 入札に参加する資格を有しない者による入札
    - ウ 委任状を持参しない代理人による入札
    - エ 記名押印をしていない入札
    - オ 金額を訂正した入札
    - カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
    - キ 上記5（2）及び（3）に定める事項の記載がない封筒による事前入札
    - ク 明らかに連合によると認められる入札
    - ケ 同一の入札について2通以上の入札をした者の入札
    - コ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
    - サ その他入札に関する条件に違反した入札
  - (2) 次に該当する入札は取り消すことができる。  
民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

- 7 落札者の決定
- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。  
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 8 再度入札
- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
  - (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。
  - (3) 最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加は認めない。
  - (4) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- 9 指名競争入札における入札の辞退
- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の手直し、引換え又は撤回をすることはできない。
  - (2) 入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。  
ア 入札執行前には、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。  
イ 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
  - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 10 公正な入札の確保
- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
  - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
  - (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- 12 賠償責任  
落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。
- 13 契約締結の留意事項
- (1) 落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。  
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。  
イ その他著しい不適正な行為があったとき。
  - (2) 落札者が、契約書を受領した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。
  - (3) 契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。  
ア 入札日から起算して過去2か年間において、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）  
イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。  
ウ 契約締結時に、確実な担保を提供した場合。  
なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
  - (4) 売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として3か月の延納を認める。

# 入札書

令和7年度8月県有林産物公売
----------------

落札

売払番号	第401号
------	-------

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和7年8月22日

沿岸広域振興局長 様

登録番号	
------	--

住所

氏名

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

## 事前入札書提出届

令和7年度8月県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。  
記

- 1 売払番号 第401号
- 2 開札日 令和7年8月22日
- 3 入札者 登録番号 第 号  
住 所  
氏 名



記載例

# 入札書

令和7年度8月県有林産物公売
----------------

落札

売払番号	第401号
------	-------

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	○	□	△	○	0	0	0	0

年 月 日

沿岸広域振興局長 様

登録番号	
------	--

委任する  
場合は不要

住 所 ○○県△△市□□町××字○○番地  
氏 名 ○○木材 株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

印

代理人が入札する  
場合に記載

(上記代理人)  
氏 名 △△ △△

印

委任のある支店等から  
委任を受けた復代理人  
が入札する場合に記載

(上記代理人)  
住 所 ○○県□□市××町○○字□□番地  
氏 名 ○○木材 株式会社 □□営業所  
営業所長 □□ □□

(上記復代理人)  
氏 名 △△ △△

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

(参考様式)

# 委任状

令和 年 月 日

沿岸広域振興局長 様

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任する入札

(1) 件 名 令和7年度8月県有林産物公売(売払番号 第401号)

(2) 入札日 令和7年8月22日

2 代理人

住 所

氏 名

使用印



## 県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いいたします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

### 1 枝条や伐倒木等の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

### 2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあつて、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

### 3 道路の使用や損傷防止等について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

### 4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

### 5 ナラ類の伐採、搬出について

岩手県では、ナラ枯れ被害が拡大していることから、ナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採、搬出する際は、岩泉林務出張所に確認し、被害地域に含まれた場合は、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守願います。

### 6 放射性セシウムの測定について

広葉樹等をしいたけ原木及び薪として使用する場合は放射性セシウムの測定が必要となることから、適切に対応願います。

# ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

－岩手県農林水産部森林整備課－

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

## 《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内**でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

**被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）**は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

### 【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

### 補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前**に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

## 2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

### 【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

### 補足 1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破碎や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等**に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

### 【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破碎（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

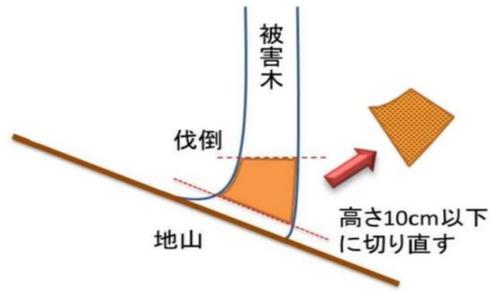
### 補足 2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

- 3 <sup>しお</sup>葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破碎、焼却等により処理してください。

### 【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。



### 【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」(病原菌)によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ  
右：メス 左：オス  
体長は5mm程度



ナラ菌  
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

### 【被害の特徴は？】



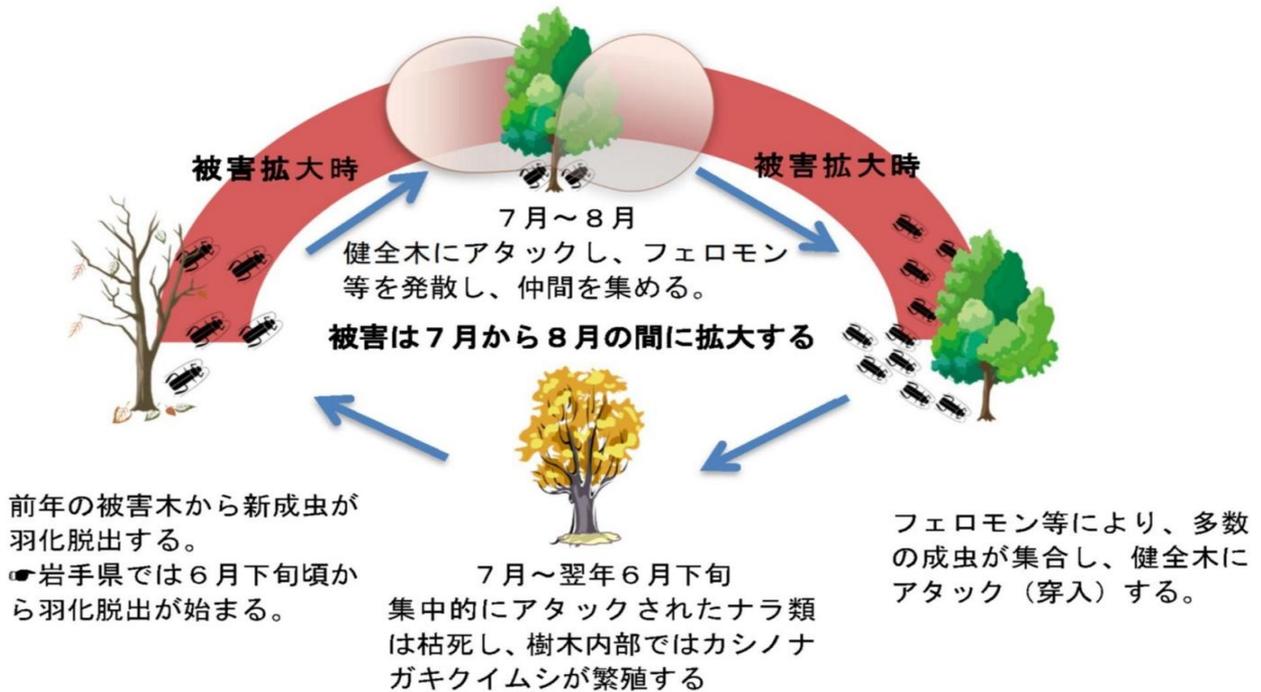
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



## 岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel. — — )

住所：

氏名又は名称：

印

(Tel. — — )

この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年6月20日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ10mm以下に破碎(チップ化)又は焼却(炭化を含む)してください。

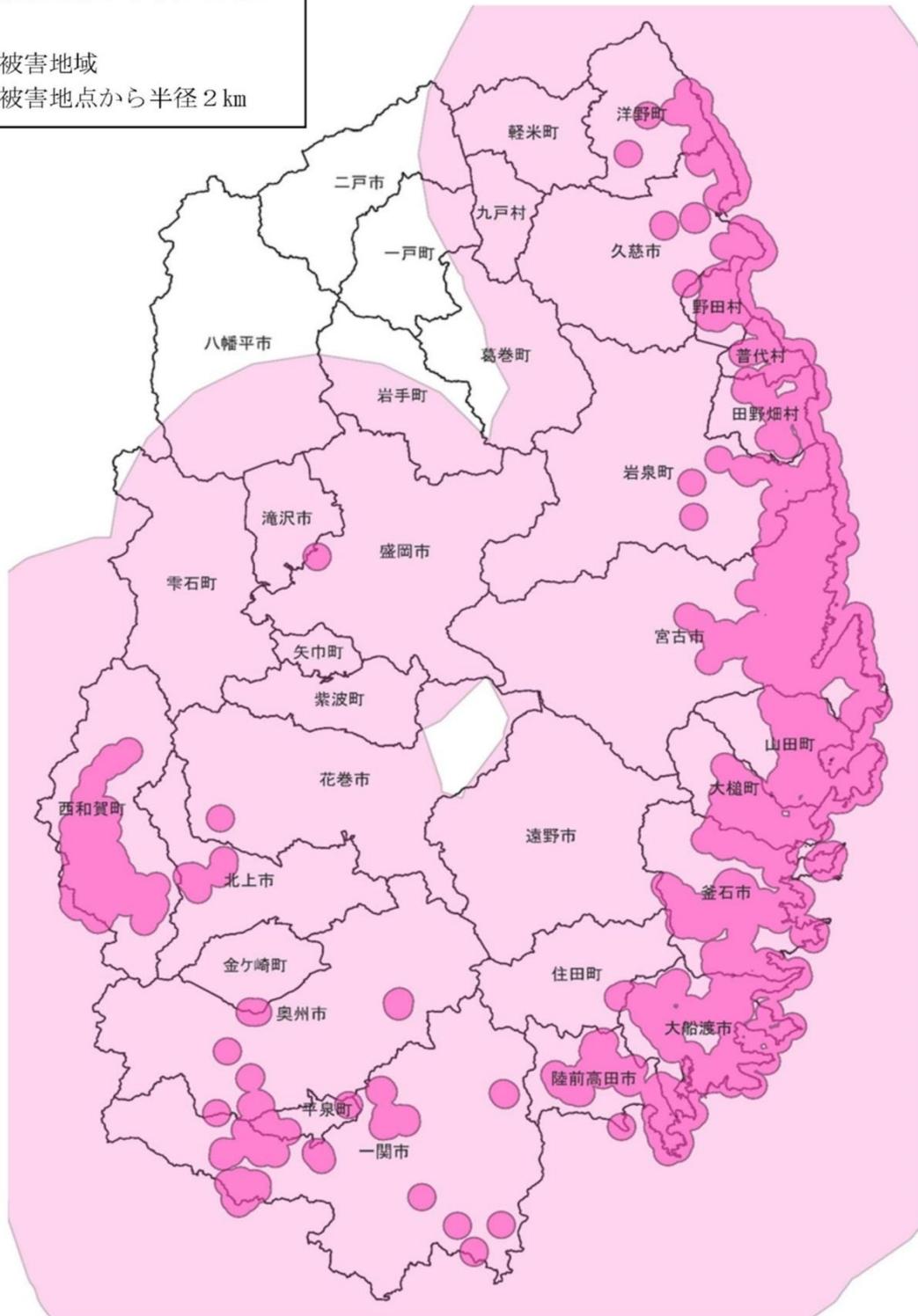
### 【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。(ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。)
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。(受領した通知書は巡視活動の参考とします。)

## ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



- ・平成 28～令和 7 年 2 月 4 日時点の被害
- ・花巻市は国有林の被害を示す



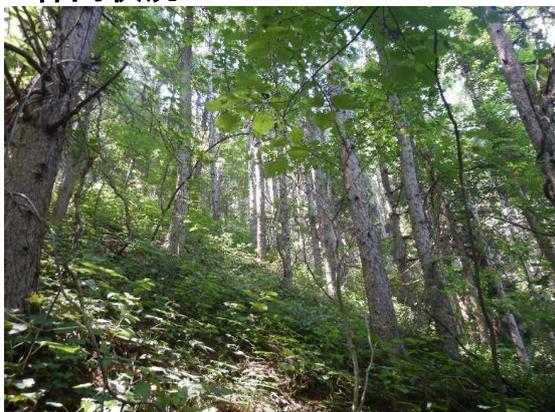
この区域図は令和 7 年 2 月 4 日現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

## 公売物件の概要

下閉伊郡岩泉町門字上救沢 地内

公営林 救沢(2)(4)事業区

### 1 林内状況



カラマツ(46,50年生)



スギ(53,54年生)

### 2 施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S47,S48,S51,S55	
下刈	S48～S53	
除伐	H7,H10,H14	
素材生産(間伐)		
保育間伐	H21,H23,H24	

### 3 道路状況



この図面は地理院タイルを背景に使用し作成したものである。

